

地域密着型サービス（介護予防を含む）の实地指導結果について  
（平成 29 年度）

1 实地指導件数 8 件（昨年度：9 件）

（別掲）实地指導の事業所数

サービスの種類	件数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
地域密着型通所介護	2
認知症対応型通所介護	1
小規模多機能型居宅介護	1
認知症対応型共同生活介護	4
地域密着型特定施設入居者生活介護	1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1
介護予防認知症対応型通所介護	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	1
介護予防認知症対応型共同生活介護	4
合計	17

2 文書指摘事項

实地指導の結果、基準等の違反の状況から、是正又は改善を求めるため事業者から「改善報告書」を提出させ、その改善状況を確認することが必要と判断した内容については、以下のとおりです。

（1）共通的事項

〈基本方針等〉

（暴力団の排除）

（勤務体制の確保等）

- ・ 従業員の雇用にあたっては、就業規則（関係法令を含む）・個人情報保護の遵守、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないかの確認のため、全ての従業員から誓約書を取得すること

### 〈人員に関する基準〉

- ・ 従業者の雇用にあたり、当該従業者が有資格者である場合には、その資格を証する登録証を事業者として雇用時において漏れなく取得すること

### 〈運営に関する基準〉

(内容及び手続の説明及び同意)

- ・ 重要事項説明書に記載のある従業者の勤務の体制と実際の体制に不整合が認められたため、これを修正すること
- ・ 重要事項説明書の記載事項に実態との相違（職員の配置数・協力歯科医療機関・緊急時又は事故発生時の対応）が認められたため、これを是正すること

(運営規程)

- ・ 運営規程に記載のある従業者数と重要事項説明書の記載事項に不整合が認められたため、これを修正すること
- ・ 運営規程・重要事項説明書・特別サービスにかかる重要事項説明書・利用契約書の記載事項に不整合があるため、早急に是正すること
- ・ 「運営推進会議」については、別添記載例を参考に「運営推進会議」を行う旨を運営規程に明記すること

(勤務体制の確保)

- ・ 管理者及び従業者の雇用にあたっては、雇用場所を明示した雇用契約書を交付すること

(記録の整備)

- ・ 利用者に係る記録について、真正性を確保する観点から、鉛筆等の消える（消すことのできる）筆記用具は用いないこと
- ・ 利用者の介護の記録が、介護職員不在のなか、介護職員のスタッフカウンターに置かれていた。当該記録は重要な個人情報であるため、他者の目に触れることのないよう管理し、その管理方法について、全ての介護職員等に周知徹底すること

(変更の届出等)

- ・ 介護保険法施行規則第131条の13に定める事項に変更があったときは、10日以内に芦屋市長へ届け出ること

### 〈介護給付費の算定及び取扱い〉

(介護職員処遇改善加算)

- ・ 介護職員処遇改善加算を算定する場合にあつては、介護職員の資質向上の支援に関する

る研修計画を策定し、従業者に周知すること

## (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

### 〈運営に関する基準〉

(主治の医師との連携)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成)

- ・ 主治医との連携を図り、適切な訪問看護サービスを提供するため、訪問看護報告書に加え、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を主治医に提出すること

## (3) 地域密着型通所介護

### 〈人員に関する基準〉

(生活相談員の配置)

- ・ 生活相談員を地域密着型通所介護事業所における提供時間に応じた配置を行い、この場合の提供時間には、送迎時間はサービス提供時間に含まれないことに留意すること

### 〈運営に関する基準〉

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

- ・ 宿泊サービスと一体的に提供する地域密着型通所介護の提供にあたっては、地域密着型通所介護が主体であることを踏まえ、事業趣旨に合致しない居宅サービス計画についてはこれを是正するよう居宅介護支援事業所に求めること

(運営規程)

- ・ 地域密着型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合は、サービス提供時間とは別に当該延長サービスを行う時間を運営規程に明記すること

## (4) 認知症対応型通所介護 (介護予防を含む)

(文書指摘なし)

## (5) 小規模多機能型居宅介護 (介護予防を含む)

### 〈運営に関する基準〉

(居宅サービス計画の作成)

- ・ 介護支援専門員は、特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回は利用者の居宅で

面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録すること

## (6) 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）

### 〈人員に関する基準〉

(従業者の員数)

- ・ 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を除き、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上の確保が必要であるが、その員数に満たない日が認められたため、これを是正すること
- ・ 夜間及び深夜を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上としなければならないが、当該数以上の員数が配置できていない。については、早急に必要な員数を確保・配置すること

### 〈設備に関する基準〉

- ・ 居間及び食堂に設置の食器棚は、扉が破損しており、棚自体には転倒防止の施工がなされていなかった。また、レンジ台や電子レンジ等の家電についても同様である。地震発生時に対する備えとして、これらの設備について地震対策を施工すること

### 〈運営に関する基準〉

(内容及び手続の説明及び同意)

- ・ 利用者との間で締結する契約書及び重要事項説明書に要支援者に関する規定を設けるなど、介護予防認知症対応型共同生活介護の契約書及び重要事項説明書を作成・整備すること

(サービス提供の記録)

- ・ 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載すること
- ・ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、提供したサービス内容のほか、利用者の状況その他必要な事項を記録しなければならないが、利用者の外泊時の経緯等に関する記録が認められないことから、これを記録すること

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

- ・ 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないが、身体拘束を継続する場合に検討した記録が個別具体的でなく、その検討の頻度が3ヶ月に1回、又、1年以上身体拘束が

継続されている事例を確認した。身体拘束等は、やむを得ない場合に行うものであり、その解消に向けて取り組まなければならないことから、利用者の状況の変化を見ながら解消に向けて随時検討を行うとともに、当該検討内容は具体的に記録すること

- また、身体拘束等を行う場合は、自傷他害のおそれなど緊急やむを得ない緊急的な措置の場合を除き、実施前に利用者の家族に対して文書でもって説明し同意（署名又は押印）を得ること

（認知症対応型共同生活介護計画の作成）

- 認知症対応型共同生活介護の提供は、認知症対応型共同生活介護計画に沿って提供されるものであることから、入居時には認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対して説明・同意を終え、当該計画については、その利用者にかかわる介護従業者に周知しておくこと
- 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたり、利用者又はその家族に同意を得たことを証するものとして、署名もしくは押印を漏れなく取得すること

（介護等）

- 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うよう努めなければならないが、事業所で定める介護業務マニュアルは全て介護従業者が行うよう規定されており、基準に適合しない。ついては、事業所が定める通年の研修計画に介護業務マニュアルの改訂を位置付けるなど、基準に適合するマニュアルの整備と実践を行うこと

（運営規程）

- 事業者が定める運営規程に「要支援者」に対する「介護予防」の規定が確認できない。指定介護予防認知症対応型共同生活介護の指定を受けていることから、介護予防認知症対応型共同生活介護の運営規程を定め、事業所の見えやすい場所に掲示すること

（記録の整備）

- 一部の利用者に係る認知症対応型共同生活介護計画が確認できないものが認められた。諸記録は5年間の保存義務があるため、これを遵守し適切に保管すること

### 〈介護給付費の算定及び取扱い〉

（退居時相談援助加算）

- 退居時相談援助加算を算定する場合には、利用者の同意を得て、退居の日から2週間以内に地域包括支援センターのほか、市に対しても、当該利用者の介護状況を示す文書を添えて情報提供すること

## (7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

### 〈運営に関する基準〉

(介護)

(健康管理)

- ・ 利用者の食事の提供方法を規定する介護業務マニュアルには、特に嚥下等食事介助後の利用者の気分の確認を漏れなく実施するよう、当該マニュアルに規定するとともに、研修機会を通じて介護従業者の介護等の技術向上に努めること
- ・ 重度要介護者が多数入居されている状況を踏まえ、褥瘡を予防するためのマニュアルを整備し、利用者ごとにそのリスクを把握・管理するとともに、修機会を通じて介護従業者の介護等の技術向上に努めること

(事故発生時の対応)

- ・ 利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供により事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、芦屋市に連絡を行うこと

## (8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### 〈人員に関する基準〉

(従業者の員数)

- ・ 派遣労働者の派遣を受けるにあたり締結する労働者派遣契約に記載の指揮命令者が管理者である施設長となっていないため、これを修正すること

### 〈運営に関する基準〉

(内容及び手続の説明及び同意)

- ・ 重要事項説明書には、「嘱託医師による週2回の診察日を設ける」との記載があるが、実際の勤務体制との不整合があることから、これを修正すること

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

- ・ 緊急やむを得ない場合において身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することが必要であり、また、顕著な心身の変化が見られたときは臨時にカンファレンスを開催し、身体拘束の早期解消に向けた検討を行い、これを記録すること

(介護)

(健康管理)

- 利用者の食事の提供方法を規定する介護業務マニュアルには、特に嚥下等食事介助後の利用者の気分の確認を漏れなく実施するよう、当該マニュアルに規定するとともに、研修機会を通じて介護従業者の介護等の技術向上に努めること
- 重度要介護者が多数入所されている状況を踏まえ、褥瘡を予防するためのマニュアルを整備し、利用者ごとにそのリスクを把握・管理するとともに、研修機会を通じて介護従業者の介護等の技術向上に努めること

### 3 口頭指摘事項

実地指導の結果、基準等の違反程度が軽微であり、「改善報告書」によらずとも改善が見込めると判断した内容（サービスの質の向上に資するものとして行う技術的な助言を含む）は、以下のとおりです。

#### （1） 共通的事項

##### 〈基本方針〉

（暴力団の排除）

- 管理者及び従業者の雇用にあたり、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないか、当該条項を追記した誓約書等を取得するなど、事業者として確認すること

##### 〈人員に関する基準〉

（従業者の員数）

- 従業者の出勤記録について、より正確な勤務状況を事業所として漏れなく把握するため、タイムカード等を用いて記録・管理することを検討すること
- 管理者は、従業者の勤務状況を漏れなく把握するため、出勤記録を定期的に管理・監督すること

##### 〈運営に関する基準〉

（勤務体制の確保等）

- 従業者の勤務の体制等を規定するために作成する勤務形態一覧表は、当然に、人員に関する基準を満たすものとして作成すること

（衛生管理等）

- 吐しゃ物処理に関して、二次感染の防止を図るため、衛生キットなどを職員が取り出し

やすい位置に整備するなど、感染防止措置の体制を確保すること

#### 〈介護給付費の算定及び取扱い〉

(介護職員処遇改善加算)

- ・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み、または一定の基準に基づき昇給する仕組みについて、介護職員に周知する場合にあたっては、書面を交付もしくは回覧するなどの方法によって、その存在を全ての介護職員に認知させるとともに、当該内容について十分に周知すること
- ・介護職員の資質向上の支援に関する研修を実施する場合には、介護職員が参加しやすい機会を確保することで参加を促すとともに、参加できない介護職員には、研修記録等を作成・交付・回覧することにより、行われた研修内容を十分に周知すること

(加算の算定における記録の整備について)

- ・加算算定の要件を満たしているかどうかは、事業所自らが記録を整備してこれを証明することが原則であり、できない場合には算定できないことに留意すること

### (2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

#### 〈運営に関する基準〉

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成)

- ・「総合マネジメント体制強化加算」を算定する限りにおいては、特に要介護状態が軽度である利用者に対する訪問看護サービスについて、概ね1月に1回行われるアセスメントの結果を検証し、3ヶ月程度の期間の実績を踏まえ、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画及び報酬算定の見直しに着手するとともに、サービス担当者会議等を通じて居宅介護支援事業者及び主治医と協議すること
- ・また、看護職員が行うアセスメント等については、アセスメント・モニタリングごとに当該訪問及び実施記録を漏れなく記載・整備すること

### (3) 地域密着型通所介護

#### 〈設備に関する基準〉

(設備及び備品等)

- ・相談室は、相談の内容が漏えいしないより質の高い環境を整えるよう、再整備を行うこと
- ・車椅子用トイレについて、建物の構造・施工上で可能であれば、L字型の手すりの設置を検討すること

### 〈運営に関する基準〉

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

- ・いわゆる「宿泊サービス」を提供する場合は、居宅サービス計画との整合を図るとともに、サービスの内容を利用者に説明・同意を得ることを目的として、「宿泊サービス計画」を作成し、利用者に交付すること

(地域密着型通所介護計画の作成)

- ・通所介護計画の利用者への同意・交付にあたっては、利用者の同意を得たことを証するものとして、計画書中の同意欄に利用者の押印もしくはサインを取得すること

(非常災害対策)

- ・利用者の安全を確保する観点から、早期の段階で防災訓練を実施すること
- ・津波避難時の利用者の安全を確保する観点から、防災マニュアル上に規定する避難先に〇〇〇を位置付けるとともに、研修等を通じて職員に周知徹底すること
- ・設置するスプリンクラーについては、特に宿泊者の避難経路が確保できるよう調理場付近の設置を必須とし、その他、消防本部の技術的助言や指導を得て、被害を最小限にとどめるように設置すること

(地域密着型通所介護計画の作成)

- ・地域密着型通所介護計画の利用者の同意・交付にあたっては、利用者の同意を得たことを証するものとして、計画書中の同意欄に利用者の押印もしくはサインを取得すること
- ・フェイスシートには、作成者の氏名・作成年月日を漏れなく記載するよう努めること

### 〈介護給付費の算定及び取扱い〉

(所要時間による区分の取扱い)

- ・地域密着型通所介護費の算定にあたっては、所要時間による区分は、現に要した時間ではなく、地域密着型通所介護計画に位置づけられた地域密着型通所サービスを行うための標準的な時間によること
- ・恒常的に、現に要した時間が標準的な時間と異なる場合には、地域密着型通所介護計画及びその基となる居宅サービス計画の見直しを行うこと

(入浴介助加算)

- ・入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであることから、入浴の有無だけでなく、援助の内容や入浴時の利用者の様子等も記録すること

### (4) 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）

### 〈運営に関する基準〉

#### (心身の状況等の把握)

- ・ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等を把握すること
- ・ 利用者の心身の状況等は定期的に把握されるべきものであり、特に要介護状態区分の更新の際には、その根拠となった医療情報を取得し、直接主治の医師から取得することが困難な場合は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者を通じて取得すること

#### (指定居宅介護支援事業者等との連携)

##### (居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

- ・ 指定認知症対応型通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者等と密接な連携に努めるとともに、居宅サービス計画に沿った指定認知症対応型通所介護を提供すること
- ・ なお、指定居宅介護支援事業者に対して居宅サービス計画の交付を求めてもその交付がなされない場合にあつては、保険者たる本市に通報の上、相談・協議を経て、指定認知症対応型通所介護を提供すること

#### (指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

##### (認知症対応型通所介護計画の作成)

- ・ 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を把握するためアセスメントを実施するにあたっては、その評価の根拠を記録し、認知症対応型通所介護計画の目標の達成状況との比較の参考とすること
- ・ 認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう提供されるものであることから、認知症対応型通所介護計画に位置付けられる目標の優先順位は、当然に利用者に対するものであり、その結果、家族の負担軽減につながるものであることに留意すること

### (5) 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）

### 〈人員に関する基準〉

#### (従業者の員数)

- ・ 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯において、当初予定していなかった利用者の増加があつた場合において、介護従業者の配置が必要数満されていない日があつたため、これを是正すること

### 〈運営に関する基準〉

(指定小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

- ・指定小規模多機能型居宅介護費の請求は、週1回程度の利用でも所定点数の算定は可能であるが、利用者負担等を勘案すれば合理的な利用ではなく、運営推進会議に通りサービスの回数等を報告し、適切なサービス提供であるかどうかの評価を受けること

(居宅サービス計画の作成)

- ・利用者の課題分析を行った場合に作成するアセスメント表には、アセスメントを実施した作成者の氏名を記載すること
- ・アセスメントの結果を記録する場合においては、利用者の心身の状況、希望等を踏まえて、他の介護従業者とも共通の認識を持って介護を行えるよう、具体的に記述すること

### 〈介護給付費の算定及び取扱い〉

(総合マネジメント体制強化加算)

- ・本加算算定要件である個別サービス計画の見直しに係る多職種協働は、必ずしもカンファレンスなどの会議の場により行われる必要はなく、日常的な業務の中でかかわりを通じて行われることも少なくないことから、通常の業務の中で、主治の医師や看護師、介護職員等の意見を把握し、これに基づき個別サービス計画の見直しが行われていれば、本加算の算定要件を満たすものである。しかしながら、個別サービス計画を見直した根拠について、当該計画の関係者が必要に応じて情報収集することができるよう、見直しの内容に応じた関係者からの意見を記録しておくことが望ましい

## (6) 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）

### 〈運営に関する基準〉

(入退居)

- ・入居申込者の入居に際しては、その心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならないが、その記録が確認できない。申込者やその家族から聞き取りを行うことにより入居者の把握に努め、その結果等を記録し、利用者の基本情報として作成するフェイスシートには、その作成日及び作成者もあわせて記録すること
- ・利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならないが、退居した利用者にかかるこれらの記録が確認できない。情報の提供及び連携に努め、その結果等を記録すること

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- ・計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、

他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければならないことから、当該計画を作成するにあたり、利用者又はその家族の意向、他の介護従業者の協議の結果を記録すること

- ・また、これらの記録から作成された計画は、必要に応じて変更を行うものであることから、利用者の状態変化・利用者等の意向や同意を得た目標の達成状況の評価・他の介護従業者の実施状況との整合を図るためにも、上記の記録が必要かつ重要な指標となることを補足する。
- ・入居者それぞれの心身の状況等に応じた、より効果的でかつ多様なレクリエーション等が確保された計画が、ユニットごとに作成・実施していくことができるよう、介護支援専門員資格を有する計画作成担当者は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者を監督するとともに、相互で研鑽することによる計画の質の向上を図ること
- ・「医療連携体制加算」を算定する限りにおいては、計画作成にあたっては、介護従業者のみで協議するのではなく、看護師の意見も聴取し、当該意見も踏まえた計画となるよう従業者間で協議すること

#### (非常災害対策)

- ・○○○地域という立地、入居施設という施設形態であることから、非常災害時に職員が参集できない場合には、一定期間、初動期での入居者の安否や健康状態の確認に加え、その後の日常生活上の世話、必要に応じた避難行動といった一連の援助が少数人数で実施しなければならないことが想定される。そのため、事業所が実施する防災訓練に、職員参集訓練を位置付けるとともに、備蓄食料の調査、福祉避難所に指定された場合の当該避難者の対応、地域住民が避難した場合の対応等も想定した訓練を機会を設けて実施すること

#### (衛生管理等)

- ・施設外からの病原菌の持込みを防止するため、施設出入口やユニット前に手指消毒器を設置すること

#### (記録の整備)

- ・「医療連携体制加算」を算定する限りにおいては、日常的な健康管理や医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる体制を整備するため、利用者台帳には、介護記録に加えて看護記録も一体的に整備することが望ましい

### 〈介護給付費の算定及び取扱い〉

(看取り介護加算)

- ・看取り介護加算を算定するための基準に適合するには、医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者であることが要件の一つに定められていることから、当該医師の診断の情報（診断書や照会書等）を事業所として取得すること
- ・また、利用者が退居等する際には、退居等の翌月に亡くなった場合に、前月分の看取り介護加算に係る一部負担の請求を行うことを説明し、文書にて同意を得ておくこと

## （７） 地域密着型特定施設入居者生活介護

### 〈運営に関する基準〉

#### （サービス提供の記録）

- ・介護記録の作成にあたっては、利用者の日々発生する現象のみをとらえた記録だけでなく、その生じた現象の前後関係が明らかとなるよう、利用者の状況その他必要な事項を記録し、利用者の状態変化の把握に努めること

#### （地域密着型特定施設サービス計画の作成）

- ・計画作成担当者である介護支援専門員は、地域密着型特定施設サービス計画作成にあたり実施する解決すべき課題の把握にあたっては、利用者について、その有する能力のほか、その置かれている環境やこれまでの生活歴等を合わせて評価し、自立した日常生活を営むことができるよう、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ計画を作成すること
- ・この場合においては、利用者自らが望む生活を実現、あるいは自己決定できることを増やす目標を設定することが望ましい
- ・当該計画の見直しにあたっては、他の地域密着型特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、その実施状況と解決すべき課題の把握を行い、把握された事項について記録すること

## （８） 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

### 〈運営に関する基準〉

#### （地域密着型施設サービス計画の作成）

- ・地域密着型施設サービス計画は、個々の入所者の特性に応じて作成されることが重要であることから、当該計画作成にあたり実施する利用者の解決すべき課題の把握にあたっては、利用者について、その有する能力のほか、その置かれている環境やこれまでの生活歴等を合わせて評価し、入所者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにすること

- ・計画担当介護支援専門員は、上記のアセスメントの結果による専門的見地に基づいて、入所者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助方針、生活全般の解決すべき課題に加え、各種サービス（機能訓練、看護、介護、食事等）に係る目標を具体的に設定し記載した計画を作成するとともに、当該計画にはその達成時期等を明確に盛り込むこと
- ・この場合においては、利用者自らが望む生活を実現、あるいは自己決定できることを増やす目標を設定することが望ましい
- ・当該計画の見直しにあたっては、他のサービス担当者と継続して連絡調整を行い、サービス担当者会議（担当者に対する照会等を含む）を開催した場合には、その結果等の記録、変更後の計画を他のサービス担当者にも情報共有すること
- ・あわせて、アセスメントの記録には、その実施日を記録すること

（記録の整備）

- ・入所者の日々の業務の記録については、介護・医療の情報が一体的に記録・管理され、介護職員・看護職員双方が常に当該記録の確認できるものとなるよう整備することが望ましいため、これを検討すること

#### 4 まとめとして

平成 29 年度の実地指導は、特に「個別サービス計画の内容と実践」「記録の整備」「非常災害対策」「衛生管理等」について重点に確認し、指導及び助言等を行いました。

平成 30 年度についても、基本的には、これらの項目を重点指導項目として位置付け実施していく予定です。

##### 【特に留意すべき事項】

- ① 実効性のある個別サービス計画の作成と実施及びその評価
- ② サービスの効果を高めていくための記録の整備と情報共有
- ③ 非常災害時における避難誘導や従業者の行動指針を規定した災害等マニュアルの作成と周知及び訓練実施による当該マニュアルの検証
- ④ 日ごろからの衛生管理の徹底による感染症等の予防と拡散の防止
- ⑤ 転倒事故等を未然に防止するための環境整備（再点検と整備）
- ⑥ 入所（あるいは宿泊）サービスを提供している場合にあっては、特に火災予防や火災発生時の対策（環境整備を含む）